

美唄市過疎地域自立促進市町村計画

(平成17年度～平成21年度)

北海道美唄市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	美唄市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	美唄市の行財政の状況	7
(ア)	行政の状況	7
(イ)	財政の状況	9
(ウ)	公共施設等の整備状況	9
(4)	地域の自立促進の基本方針	12
(ア)	福祉のまちづくり	12
(イ)	環境のまちづくり	13
(ウ)	交流のまちづくり	13
(エ)	経済振興	13
(5)	計画期間	14
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	15
(ア)	農業の振興	15
(イ)	工業の振興	15
(ウ)	起業の促進	16
(エ)	商業の振興	16
(オ)	観光・レクリエーション	16
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)	現況と問題点	19
(ア)	道路	19
(イ)	橋りょう	19
(ウ)	交通	20
(エ)	情報化の推進と地域間交流	20
(2)	その対策	21
(3)	計画	27
4	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	29
(ア)	水道施設	29
(イ)	廃棄物処理施設	29
(ウ)	下水道施設等	30
(エ)	消防施設	30
(オ)	公営住宅	31
(カ)	公園	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32

5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	33
(ア)	高齢者福祉	33
(イ)	障がい者福祉	33
(ウ)	児童福祉	34
(エ)	健康づくり	34
(2)	その対策	35
(3)	計画	35
6	医療の確保	
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	36
(3)	計画	36
7	教育の振興	
(1)	現況と問題点	37
(ア)	生涯学習の推進	37
(イ)	学校教育の振興	37
(2)	その対策	38
(3)	計画	38
8	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	39
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	40
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	41
(ア)	市民自治の推進	41
(イ)	人材の育成	41
(ウ)	美唄駅周辺土地区画整理事業	41
(エ)	雪冷熱エネルギーの利用促進と大規模冷温食糧備蓄基地構想の実現	41
(オ)	人と自然が共生する地域づくり	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	42

美唄市過疎地域自立促進市町村計画

1 基本的な事項

(1) 美唄市の概況

本市は北海道のほぼ中央部、空知支庁管内の南部に位置し、総面積 277.61 平方キロメートルを有している。地形的には、東部に比較的標高の低い褶曲^{しゅうきよく}性丘陵地が連なり、西部は、石狩川^{ひよく}の肥沃な土壤に恵まれ、石狩平野の広大な低地帯で稲作を主体とした農耕地帯を形成している。

本市は、明治 23 年に沼貝村として誕生し、翌 24 年からの屯田兵の入植により開拓が進められ、その後、炭鉱の開鉱が続く中、大正初期及び昭和初期には三井、三菱などの大手資本の参入により、石炭産業は飛躍的な発展を遂げ、昭和 31 年には、人口もピークに達し、92,150 人を数えた。

しかし、昭和 30 年代後半から始まった、石炭から石油へのエネルギー構造の変革により閉山が相次ぎ、かつて大小 12 を数えた炭鉱は、昭和 48 年にはすべてその姿を消し、人口もピーク時の半分以下に激減した。

その後、今日まで人口の漸減傾向が続いており、平成 16 年 4 月には、2 万 9 千人台まで減少している。

こうした中、石炭に替わる産業の創出を目指し、国や道の支援を得て、内陸型としては国内最大規模の空知中核工業団地（現空知団地）が造成され、美唄ハイテクセンターを核とした情報産業の集積を視野に入れた企業誘致の推進や、専修大学北海道短期大学や陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致など、官民挙げて地域の再興に取り組み、農工調和のとれた生産都市として着実な歩みを進めてきた。

平成 13 年度からは、美唄 21 世紀まちづくりプラン（第 5 期美唄市総合計画）をスタートさせ、少子高齢社会への対応や快適な都市環境の創出、循環型社会の構築、さらには豊かで活力ある産業の創造や交流のまちづくりなど、新たな政策課題の解決に向けた施策の展開により、新たなまちづくりに取り組んでいる。

バブル経済の崩壊後、長期にわたり低迷を続けていた景気動向については、全国的には回復の兆しが見えつつあるとはいえ、本市においては、依然として厳しい状況が続いている。

このため景気回復に向けた国の数次にわたる総合経済対策や緊急経済対策、緊急雇用対策を受け、本市としても地域経済の活性化に取り組んできた。

また、地方分権社会を迎え、地域社会における総合的経営主体として、自らの選択と責任による地域づくりを進め、多様化する住民ニーズに的確に応えていくため、行財政改革をより一層推進するとともに、施策の重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながら、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりと地域の活

性化に向けた取り組みを計画的に進めていくことが必要となっている。

こうした状況の中、過疎地域活性化の重点施策として、高齢者にやさしい快適な居住環境を提供し、人口の定住を図るため、公営住宅の建て替えを実施するとともに、芸術・文化の発信拠点として、豊かな自然環境を生かした芸術文化交流施設「アルテピアッツァ美唄」の整備を進めている。

また、新しい美唄の顔づくりを進めるため、美唄駅周辺土地地区画整理事業を実施するとともに、街路や公共下水道の整備などの都市基盤づくりに取り組んでおり、福祉に視点をおきながら、誰もが住みよい総合的なまちづくりを進めている。

このほか、北海道のパートナーシッププロジェクト計画に位置づけられた、東部丘陵地域振興事業の推進を図るため、自然体験型スポーツ・レクリエーションの里づくり構想に基づき、交流拠点施設「ピパの湯 ゆ～りん館」の整備を行うとともに、日本最大最北のマガンの寄留地「宮島沼」の貴重な自然環境の保全を目的として「人と鳥との共生」を目指したまちづくりに取り組んでいる。

さらに、本市の基幹産業である農業については、農産物の輸入自由化や価格の低迷などの経営環境の変化に対応し、稲作を中心としつつ、付加価値の高い花きや野菜づくりに取り組むなど、生産の複合化、経営の多角化、安定化を目指しながら、地域農業の生き残りをかけた様々な課題に取り組んでいる。

商工業については、消費者ニーズの変化や中心市街地の空洞化など、商業環境が変化する中、空き店舗を活用した賑わい創出事業など、商店街の活性化に向けた取り組みを進めている。

また、新産業の創造を推進するクラスター組織も生まれており、地域産業の振興を目指した取り組みが進められている。

道路橋りょうについては、市道の整備や木造橋の架け替え、農道の整備を計画的に実施するとともに、道道美唄富良野線や美浦大橋（仮称）の整備が進められた。

生活環境整備としては、救助工作車、消防ポンプ自動車の整備並びに防火水槽の整備や消火栓の増設など消防施設の充実を図るとともに、道営水環境整備事業を推進した。

このほか、教育文化の振興として、小・中学校大規模改修、市民会館の改修、市営温水プールの整備などを実施した。

さらに、本格的な高齢社会に対応するため、食事サービス事業や緊急通報装置設置事業など在宅福祉サービスの充実に努めてきたところである。

以上のように、人口は漸減傾向にあるものの、過疎地域自立促進市町村計画（前期計画）に基づき、地域福祉の向上、市民生活安定のため、計画的に過疎対策事業を実施してきており、生活基盤や産業基盤の整備は進んできている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、炭鉱の隆盛とともに増加の一途をたどり、昭和 28 年から 9 万人を超え、昭和 34 年まで微減・微増を繰り返しながら 9 万人台を維持しており、ピーク時の昭和 31 年に 17,139 世帯、92,150 人を数えた後、昭和 38 年に大手の炭鉱が閉山してからは急激に減少し、すべての炭鉱が閉山した昭和 48 年以降は、4 万人台を割り込む状況になった。

これは、炭鉱閉山による稼働年齢層の市外転出による社会減が大きな要因であるが、昭和 55 年の国勢調査では、この傾向に一定の歯止めがかかり、減少率が鈍化傾向を示したものの、その後再び、漸減傾向が見られ、増加に転じることなく今日に至っている。

なお、昭和 35 年と平成 12 年の国勢調査人口を比較すると、87,345 人から 31,183 人と 40 年間で 56,162 人、64.3 パーセントの減少となっている。

国勢調査における人口の推移は、昭和 60 年の 37,414 人に比べ、平成 2 年には、35,176 人、平成 7 年に 33,434 人、平成 12 年には 31,183 人と、減少が続いている。

世帯数は、昭和 60 年の世帯数 12,820 と平成 2 年の世帯数 12,552 を比較すると、268 世帯の減少に、平成 2 年と平成 7 年の世帯数 12,771 を比較すると、219 世帯の増となったが、平成 12 年には 12,437 世帯となり、1 世帯当たりの世帯員の減少とともに世帯数は減少傾向に転じている。

また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の構成比は、昭和 60 年の 67.7 パーセントから平成 2 年には 66.9 パーセント、平成 7 年には 65.6 パーセント、平成 12 年には 63.0 パーセントと減少している。

高齢者人口については、高齢化が進む社会情勢を反映し、昭和 50 年には 3,783 人であったが、昭和 60 年は 5,211 人、平成 2 年は 6,012 人、平成 7 年に 7,005 人、平成 12 年には 7,820 人と急速に増えており、人口の減少と合わせ、高齢化率については、昭和 50 年は 9.8 パーセント、昭和 60 年は 13.9 パーセント、平成 2 年は 17.1 パーセント、平成 7 年には 21.0 パーセント、平成 12 年には 25.1 パーセントと全道平均の 18.2 パーセントを大きく超えており、高齢化が急速に進んでいる。

一方、年少人口は、昭和 45 年までは 1 万人台を維持していたが、昭和 50 年には 8,063 人、昭和 60 年は 6,867 人、平成 2 年は 5,607 人と急速に落ち込んでおり、平成 7 年には 4,497 人、平成 12 年には 3,717 人まで減少している。

男女別では、平成 12 年 3 月 31 日現在で、男 14,966 人、女 16,182 人で、構成比はそれぞれ 48.1 パーセント、51.9 パーセントであり、平成 16 年 3 月 31 日現在では、男 14,250 人、女 15,416 人で、いずれも減少しているが、男女別の構成比はほとんど変化が見られない。

産業別人口の動向については、昭和 38 年から 48 年にかけて、炭鉱閉山が相次ぐ

中、第一次・第二次産業については急激な減少を見たが、その後も減少傾向が続く中で、企業誘致の推進、専修大学北海道短期大学や陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致などが増加要因としてみられたものの、第三次産業の就業人口は増減を繰り返しながらほぼ現状を維持しているところであるが、総人口の減少傾向とともに、産業別の人口もまた減少傾向にある。

産業別人口の構成比を見ると、第一次産業が昭和 60 年の 20.8 パーセントから、平成 2 年は 18.9 パーセント、平成 7 年は 16.6 パーセント、平成 12 年には 15.0 パーセントまで減少しており、離農などによる農家人口の減少が主な要因となっている。

また、第二次産業は、昭和 60 年は 27.8 パーセント、平成 2 年は 27.7 パーセント、平成 7 年は 28.4 パーセント、平成 12 年には 27.3 パーセントとほぼ横ばいで推移しており、第三次産業では、サービス業の就業人口の増加が要因となり、昭和 60 年が 51.3 パーセント、平成 2 年が 53.3 パーセント、平成 7 年が 54.9 パーセント、平成 12 年には 57.4 パーセントと増加傾向を示している。

今後、第一次産業においては、高齢化の進行や後継者不足などにより、農業従事者の漸減傾向が続くものと考えられる。

第二次産業は、長期化する景気の低迷に加え、公共事業の減少や企業の設備投資の抑制などにより、建設業、製造業が急減するものと考えられる。

第三次産業では、就業人口全体としては漸減傾向となっているが、サービス業を中心として産業別人口比としては漸増傾向が続くものと考えられる。

表1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 87,345	人 63,051	% 27.8	人 47,369	% 24.9	人 38,416	% 18.9	人 38,552	% 0.4
0歳～14歳	30,500	17,380	43.0	10,630	38.8	8,063	24.1	7,776	3.6
15歳～64歳	53,671	42,494	20.8	33,393	21.4	26,568	20.4	26,286	1.1
うち15歳 ～29歳(a)	22,226	16,404	26.2	11,971	27.0	8,773	26.7	7,928	9.6
65歳以上 (b)	3,174	3,177	0.1	3,346	5.3	3,783	13.1	4,488	18.6
(a) / 総数 若年者比率	% 25.4	% 26.0	-	% 25.3	-	% 22.8	-	% 20.6	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 3.6	% 5.0	-	% 7.1	-	% 9.8	-	% 11.6	-

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 37,414	% 3.0	人 35,176	% 6.0	人 33,434	% 5.0	人 31,183	% 6.7
0歳～14歳	6,867	11.7	5,607	18.3	4,497	19.8	3,717	17.3
15歳～64歳	25,336	3.6	23,546	7.1	21,932	6.9	19,644	10.4
うち15歳 ～29歳(a)	7,127	10.1	6,711	5.8	6,493	3.2	5,545	14.6
65歳以上 (b)	5,211	16.1	6,012	15.4	7,005	16.5	7,820	11.6
(a) / 総数 若年者比率	% 19.0	-	% 19.1	-	% 19.4	-	% 17.8	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 13.9	-	% 17.1	-	% 21.0	-	% 25.1	-

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成16年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率
総 数	人 31,148	-	29,666	-	% 4.8
男	14,966	% 48.1	14,250	% 48.0	4.8
女	16,182	% 51.9	15,416	% 52.0	4.7

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 32,389	人 25,444	% 21.4	人 21,958	% 13.7	人 17,401	% 20.8	人 17,680	% 1.6
第一次産業 就業人口比率	% 25.9	% 24.6	-	% 25.4	-	% 25.5	-	% 21.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 43.2	% 37.2	-	% 30.9	-	% 28.7	-	% 29.2	-
第三次産業 就業人口比率	% 30.9	% 38.1	-	% 43.6	-	% 45.5	-	% 49.4	-

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 16,877	% 4.5	人 15,740	% 6.7	人 15,434	% 1.9	人 13,993	% 9.3
第一次産業 就業人口比率	% 20.8	-	% 18.9	-	% 16.6	-	% 15.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 27.8	-	% 27.7	-	% 28.4	-	% 27.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 51.3	-	% 53.3	-	% 54.9	-	% 57.4	-

(3) 美唄市の行財政の状況

(ア) 行政の状況

本市は、昭和 25 年 4 月 1 日の市制施行当時は、8 課 3 局の組織体制であったが、その後、石炭産業の隆盛や閉山など社会経済情勢の大きな変化と、それに伴う行政需要の増大に対応し、行政組織も幾多の変遷を経て、昭和 48 年に部制を採用し、今日に至っている。

昭和 57 年以降は、厳しい行財政のもとで、財政の健全化と効率的な組織機構の見直し等を行ってきており、平成 12 年の職員数 625 人と比較すると平成 16 年には 566 人と 59 人の削減を行ってきている一方、平成 13 年度には効率的な財務会計処理を図るため、新たに財務会計システムを導入するとともに、平成 15 年度には美唄市総合住民情報システムの更新を行うなど、市民サービスの向上と事務事業や業務の簡素・効率化に努めている。

また、市が保有する情報は、市民の共有財産という認識のもとで、平成 11 年 7 月から情報公開条例を施行し、併せて個人のプライバシー保護を目的とした個人情報保護条例を施行したところである。

さらに、社会経済情勢の変化に伴い、地域住民の生活範囲の拡大などによって、周辺市町村との連携による広域的な施策の展開の必要性が高まる中、平成 3 年 12 月には、南空知ふるさと市町村圏組合の設立に参画し、地域情報化の推進や交流事業の推進などに取り組んでいるところであり、このほか、ごみの広域処理に向けた取り組みを進めているところである。

今後においても、地域間の連携を必要とする行政需要はますます増大していくことが予想されることから、住民の利便性や効率性などの検討をしながら、対応していかなければならない。

行政機構と職員数

(市長の補助機関)

平成 16 年 4 月 1 日現在

区 分	課所数	係 数	主 な 施 設	職員数	備 考
総 務 部	5	10		45	
市 民 部	4	11	出張所・し尿処理場・火葬場	53	
保健福祉部	8	18	子育て支援センター・保健センター・恵風園・恵祥園・保育所	86	
経 済 部	9	9		35	
建 設 部	4	11	東明公園・中央公園・旭公園	37	
水 道 部	3	7	浄水場	28	
会 計 課	1	1		4	
病 院	1	3		145	医療看護部門 課係除く
消 防	4	18	消防署・分遣所	52	
計	39	88		485	

(各執行機関)

区 分	課所数	係 数	主 な 施 設	職員数	備 考
議会事務局	1	1		5	
農委事務局	1	1		5	
選管事務局	1	1		2	
監査事務局	1	1		3	
教委事務局	8	20	総合体育館・温水プール・学校給食センター・図書館・市民会館・郷土史料館・コミュニティセンター	66	
計	12	24		81	
合 計	51	112		566	

(イ) 財政の状況

長引く景気の低迷による税収の落ち込みなどにより、地方財政は非常に厳しい状況にあり、本市においても、市税などの自主財源に比べ、地方交付税などの依存財源が多くを占めていることから、国の制度等の影響を非常に受けやすい財源構成になっており、経常収支比率が高く、新たな行政需要に対応する弾力性に乏しく、財政構造の硬直化が進んでいる。

本市を取り巻く財政環境は、人口の減少に伴う市税収入の落ち込みや地方交付税の減少、さらには三位一体の改革による影響など、今後、さらに厳しい状況が続くものと考えられる。

また、少子高齢社会への対応や地方分権型社会における自らの責任と選択による主体的な地域づくりを目指すとともに、福祉、環境、交流、経済振興を重点とし、市民ニーズや社会経済情勢に応じた施策の選択が必要と考えられる。

このように、厳しい財政状況の中、過疎地域の自立促進を目指すためには、行財政改革をさらに徹底し、行政経費の節減を図るとともに、その運営の簡素・合理化を進めながら、税収の確保や受益者負担の適正化等に努める一方、各種施策の優先順位を明確にしながら、限られた財源の重点的・効率的配分を徹底し、健全な行財政運営に努めていくものとする。

(ウ) 公共施設等の整備状況

公共施設等の整備水準として主なものをあげると、市道改良率については、昭和 45 年度末 27.1 パーセントが平成 14 年度末 67.3 パーセントであり、40.2 ポイント増加し、また、舗装率については、昭和 45 年度末 1.8 パーセントが平成 14 年度末 48.4 パーセントと 46.6 ポイント増加している。

水道普及率については、平成 14 年度末 99.7 パーセントとほぼ整備を了しているものの、老朽化等による配水管改良が必要となっている。

水洗化率（浄化槽の設置を含む。）については、公共下水道の整備を計画的に実施しているものの、平成 14 年度末で 62.5 パーセントと低く、今後、農村地区などにおける個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備と合わせて推進する必要がある。

表1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位 : 千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	22,302,706	19,377,934
一般財源	12,698,093	11,763,994
国庫支出金	2,833,434	2,287,411
道支出金	993,808	771,994
地方債	3,109,308	2,382,200
うち過疎債	910,300	1,377,900
その他	2,668,063	2,172,335
歳出総額 B	21,974,282	19,259,419
義務的経費	8,137,079	8,236,241
投資的経費	6,051,838	3,993,755
うち普通建設事業	6,019,087	3,993,743
その他	7,785,365	7,029,423
過疎対策事業費	6,714,868	5,222,705
歳入歳出差引額 C (A - B)	328,424	118,515
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,525	46
実質収支 C - D	311,899	118,469
財政力指数	0.26	0.26
公債費負担比率 (%)	16.2	19.8
起債制限比率 (%)	12.6	13.2
経常収支比率 (%)	84.6	87.2
地方債現在高	23,581,448	26,647,855

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 14 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	27.1	36.6	55.0	66.1	67.3
舗装率 (%)	1.8	14.0	33.8	46.6	48.4
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	6.6	4.2	2.6	9.5	9.3
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.6	0.6	0.6	3.8	3.8
水道普及率 (%)	89.1	99.7	98.8	99.7	99.7
水洗化率 (%)	-	S57(4.8)	12.2	56.4	62.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	22.5	26.4	41.9	35.4	27.3
小 学 校 危険校舎面積比率 (%)	10.0	-	-	-	-
中 学 校 危険校舎面積比率 (%)	12.3	4.4	0.9	-	-

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市はこれまで、美唄 21 世紀まちづくりプラン（第 5 期美唄市総合計画。計画期間：平成 13～17 年度。以下「まちづくりプラン」という。）に定める都市像である「人かがやき 夢ひろがる 美しき唄のまち」の実現を目指し、個性と活力あるまちづくりに努めてきたが、人口の減少、産業や地域を支える担い手不足、税収の減少など厳しい状況にある。

しかし、一方で、ラムサール条約登録湿地である宮島沼をはじめとする豊かな自然やこれまで築いてきた福祉、産業、文化、交流など多様な分野にわたる地域資源を蓄積してきており、地域の自立に向けた大きな可能性を有している。

このような状況を踏まえ、活力に満ちた地域社会を築いていくため、歴史や文化を大切にし、地域資源を有効に活用しながら、相乗効果が生まれる様々な活動を展開し、産業の振興や交流の促進に努めていく。

また、まちを支える土台を着実に築き上げていくため、市民が自ら考え実践する市民自治を推進するとともに、人材の育成を図り、市民一人ひとりが希望と誇りの持てるふるさとづくりを進めていく。

第 3 次北海道長期総合計画（計画期間：平成 10～19 年度）との関連においては、道央圏南空知地域として、緑豊かで美しい街並みの整備や人にやさしい福祉のまちづくり、都市と農村が連携した魅力ある地域づくり、さらには、新しい産業の創出や観光レクリエーションゾーンの形成を図るほか、空知団地の多角的活用などを推進する必要がある。

このため、美唄市過疎地域自立促進市町村計画（前期計画。計画期間：平成 12～16 年度）の実績及びまちづくりプランの実績並びに美唄市自立推進計画を踏まえるとともに、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、美唄市過疎地域自立促進市町村計画（後期計画）においては、主要な施策として次の事項を重点課題として取り組むものとする。

(ア) 福祉のまちづくり

本市は、少子高齢社会に対応するため、福祉に視点をおいたまちづくりを進めており、誰もが安心して暮らしていける地域社会の構築を目指し、保健・医療・福祉が一体となったネットワークづくりを進め、市民の健康づくりや、安心して子どもを産み、育てることができるよう、総合的な子育て支援など、ともに支え合う地域づくりを推進している。また、高齢者や障がいのある方が、住みなれた美唄のまちで、いつまでも住み続けられるよう、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなど、ライフステージに応じたサービスの提供により、地域生活の支援に努めているほか、歩道の段差解消をはじめ、公共施設へのエレベーター、自動ドアの設置などのバリアフリー化や高齢者に配慮した

公営住宅の建設など、快適な生活環境の創出に努めている。

さらに、美唄市福祉のまちづくり条例の制定及び美唄市地域福祉計画の策定により、福祉のまちづくりの推進を図り、今後とも、市民と行政との協働による、支えあう地域づくりをめざし、美唄らしい福祉のまちづくりを推進するものとする。

(イ) 環境のまちづくり

今日、廃棄物処理や地球温暖化など、様々な環境問題が深刻化しているため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成、人と自然が共生できる快適な環境づくりなど、持続可能な環境の保全が求められている。

このため、ローカルエネルギーとしての自然エネルギーの活用や資源ごみの循環を推進し、省エネルギーやごみの減量・再利用・リサイクルを基本とした廃棄物処理の取り組みを進めている。

また、本市の貴重な地域資源である宮島沼の環境を保全するため、これまでも周辺環境の整備を進めており、今後においても、地域住民や関係自治体などの理解のもとに、人と鳥とが共生できる環境づくりを進めていく。

(ウ) 交流のまちづくり

市民一人ひとりが、生きがいと豊かさに満ちた充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の充実に努めるとともに、美唄らしい、個性的で魅力ある地域づくりに向けて、自然や歴史、芸術や文化など地域の資源や特色を生かした取り組みを進め、多くの人々が美唄を訪れ、自然や文化に触れながら、新たな交流が生まれるよう、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想を推進し、交流拠点施設を中心に、豊かな自然や既存のスポーツ施設との有機的連携による体験型の交流機能の充実を目指していくものとする。

また、近年、都会に住む人たちの自然志向が高まりをみせ、都市と農村の交流事業が年々盛んになっており、生活体験や自然体験を通じた活動の場が求められている。

このため、自然に親しみ、土に触れながら交流を深めることができるよう体験型の交流事業を進めていくこととする。

(エ) 経済振興

農業は、輸入農産物の増加や農産物価格の低迷、農家戸数の減少や就業者の高齢化等により、農業生産構造の脆弱化や農村地域の活力の低下が懸念されることに加え、米政策改革をはじめとする農業の構造改革が加速するなど、大きな転換期を迎えている。

このため、地域農業を安定的に持続していくうえで、食の安全・安心などの消費者と生産者との信頼関係を基本とし、意欲と喜びを感じられる農業づくり

を目指し、担い手や生産組織の育成、経営基盤や生産基盤の整備に取り組んでいくものとする。

また、農産物の高付加価値化に関する取り組みや農業体験などによる都市と農村との交流活動を推進し、活力ある農業・農村づくりに取り組んでいくものとする。

工業は、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気の低迷により、新規企業の立地も極めて難しい状況にあるが、空知団地への立地を促進するため、近接する農道離着陸場やゴルフ場など、立地特性を生かしながら今後とも積極的に企業誘致活動を推進していく必要がある。

また、既存企業等の振興と経営の安定化を支援するため、各種の補助・融資制度を活用するほか、企業間の連携を促進し、新産業の創造に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、地域の資源や特性を生かした産業クラスターの形成や雪冷熱エネルギーの活用を促進する大規模冷温食糧備蓄基地構想を推進していく。

さらに、IT（情報技術）関連産業の創出に対しても積極的に支援していく。

商業は、中心市街地の活性化を図るとともに、買い物に訪れる人にやすらぎと快適な環境を提供するため、空き店舗を活用した賑わい創出事業などを支援し、多様化する消費者ニーズに対応した、魅力ある商店街づくりを促進するとともに、関係団体と連携しながら、今後策定する中心市街地活性化基本計画に基づき、事業を進めるものとする。

（５）計画期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業の振興

本市の基幹産業である農業は、耕地面積 9,470 余ヘクタールを有し、うち水田面積が 8,770 余ヘクタール、水稻作付け面積で 4,870 余ヘクタールとなっており、全道で3番目を誇る有数の稲作地帯として位置づけられている。近年は、基幹作物であるコメのほか、小麦、大豆をはじめ、花き、玉ねぎ、ハスカップや、グリーンアスパラガス、軟白長ネギなどの転作作物が定着し、札幌圏をはじめ本州方面へ販路を開いている。

農業を取り巻く環境は、輸入自由化による競争の激化や、消費者ニーズの多様化、農産物価格の低迷などから極めて厳しい状況におかれている。また、経営規模の拡大やそれに伴う設備投資から、生産農家の経営環境も厳しく、さらに、農家戸数の減少や担い手の高齢化に加え、後継者不足や新規就農者が少ない状況となっている。

こうした状況の下で、平成 14 年に国が示した米政策改革大綱を受け、各農協ごとに地域水田農業ビジョンを策定し、生産対策及び経営対策を一体的に実践していくこととなった。

このため、今後は、国の食料・農業・農村基本計画の方向性を十分に踏まえながら、地域水田農業ビジョンをもとに、生産基盤や経営基盤の整備を推進し、消費者に信頼される安全・安心な売れる農産物づくりを進めるとともに、野菜や花きなどの高収益作物を取り入れた生産性の高い複合経営を目指すなど、農業経営の安定化や地域農業の自立促進に努めていく必要がある。

また、担い手や生産組織の育成・確保のほか農村景観や住環境の整備、さらには、都市と農村との交流などを推進し、地域や生産者が主体的に取り組む農業・農村づくりを進める必要がある。

(イ) 工業の振興

本市は、炭鉱閉山以後、地域振興を図るため、工業都市への転換を目指し、東明工業団地や空知団地への企業誘致を積極的に展開してきたが、長引く景気の低迷や産業構造などの社会経済情勢の大きな変化により、企業立地が思うように進まない状況となっている。

しかし、企業誘致は、雇用の拡大や定住の促進を図る有効な手段の一つであることから、今後とも積極的にこれを進めることが必要である。

また、既存企業の振興と経営の安定化を図るため、情報の提供・交換の場を積極的に設け、企業間の連携や協力体制を整えるとともに、融資制度や補助制度の有効活用を促しながら人材の育成にも努め、企業活動の活性化を促進する

必要がある。

(ウ) 起業の促進

本市においては、産学官が連携した新しい産業おこしに向けた取り組みとして、雪冷熱エネルギーを活用した冷房システムがすでに実用化されている。また、地域の特性や豊かな資源を生かした新たな産業おこしについては、異業種企業や関係団体、行政機関が一体となって調査・研究を行う産業クラスター組織が設立されるなど、地域経済の活性化を目指した取り組みが進められている。

今後、こうした新産業おこしの取り組みや、IT（情報技術）関連産業の創出などの取り組みに積極的に支援し、起業の促進を図る必要がある。

(エ) 商業の振興

商業については、美唄駅周辺土地区画整理事業に伴う店舗のリニューアルなど、商店街の近代化が進められているものの、周辺地域における郊外型大型店の進出や人口の減少、さらには経営者の高齢化による後継者不足など、商業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあり、購買力の市外流出が増加する傾向にある。

また、商店数も卸売業・小売業合わせて、昭和60年には470店舗あったが、平成14年には314店舗まで減少しており、中心市街地において、空き店舗や空き地の増加などにより、空洞化が進んでいる状況にある。

このため、消費者ニーズに合った、市民が利用しやすい、魅力ある商店街づくりを進めるため、空き店舗の有効活用や快適な買い物環境の創出が求められていることから、魅力ある環境づくりを促進するとともに、中心市街地活性化基本計画に基づく事業を関係団体とともに進めていく必要がある。

(オ) 観光・レクリエーション

本市の観光・レクリエーション事業は、これまで、開発道路美唄富良野線の開通を視野に入れながら、東明公園をはじめ、アルテピアッツァ美唄、我路ファミリー公園、美唄国設スキー場などの整備に取り組むとともに、毎年、多くの観光客が訪れる宮島沼の周辺整備を進めてきたところである。

近年は交通アクセスの向上や余暇時間の増大、自然志向への高まりなどにより、観光・レクリエーションに対するニーズが増大していることから、豊かな地域資源を生かした積極的な取り組みが強く求められている。

このため、市民や、美唄を訪れる多くの人々が、美唄の豊かな自然や文化に触れながら、それぞれに充実した時間を過ごせることができるよう、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想を推進することとし、その拠点として整備した滞在型の交流拠点施設「ピパの湯 ゆ〜りん館」を中心として様々な交流活

動を展開していく必要がある。

また、まつりやイベントは、市民の心を和なごますだけでなく、産業や観光の振興など地域の活性化をもたらすことから、広域的なPRを行うとともに、市民と一体となったイベントの充実に努めることが必要である。

(2) その対策

- (ア) 地域水田農業ビジョンの推進を図る。
- (イ) 農業生産基盤整備の推進を図る。
- (ウ) 消費者に信頼され、売れる農産物づくりや美唄ブランドの確立を図る。
- (エ) 農業経営のプロフェッショナルづくりを進める。
- (オ) グリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村との交流を図る。
- (カ) 企業誘致の推進を図る。
- (キ) 企業活動の活性化と経営の安定化を図る。
- (ク) 産業クラスターや新産業の創出を促進する。
- (ケ) IT(情報技術)関連産業の創出などを促進する。
- (コ) 商店街の活性化を促進する。
- (サ) スポーツ・レクリエーションの里づくり構想を推進する。
- (シ) 地域イベントの拡充を図る。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興	(1)基盤整備 農業	経営体育成基盤整備 (伊藤沼地区)	北海道		
		経営体育成基盤整備 (光栄北地区)	北海道		
		経営体育成基盤整備 (光栄南地区)	北海道		
		経営体育成基盤整備 (菱沼地区)	北海道		
		経営体育成基盤整備 (ホロウツナイ地区)	北海道		
		排水路整備(光栄南地区)	北海道		
		排水路整備(伊藤沼地区)	北海道		
		排水路整備(ホロウツナイ地区)	北海道		
	(3)経営近代 化施設 農業				
		乾燥調製施設	民		
		農産物処理加工施設	民		
	(6)起業の促進	新産業創出支援	美唄市		
	(7)商 業 その他				
		商店街活性化促進	美唄市		
	(8)観光又は クリエイション	観光振興	美唄市		
		美唄観光物産協会支援	美唄市		
		交流サイン施設整備	美唄市		

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本市の道路は、基幹道路である一般国道 12 号が市域を南北に延長 17.1 キロメートル、北海道縦貫自動車道が東部山麓地域を南北に 17.05 キロメートル、それぞれ縦断している。

道道は、道道美唄月形線、道道江別奈井江線、道道美唄富良野線など、主要道道 3 路線、一般道道 7 路線で総延長 77.4 キロメートル、市道については、615 路線、総延長 508.8 キロメートルとなっている。

北海道縦貫自動車道は、昭和 62 年に札幌・美唄間が開通し、札幌圏と 40 分で結ばれ、物流の円滑化など地域経済の振興に大きく貢献している。

国道 12 号は、札幌と旭川を結ぶ道央の基幹道路として、産業や観光面で重要な路線であるが、モータリゼーションの進展に伴い、交通量も多く、事故防止や交通渋滞の解消を図るため、現在、4 車線化の工事が進められているものの、全線の拡幅が課題となっている。

このほか、開発道路美唄富良野線については、道央圏と富良野や帯広方面を結ぶ基幹道路であり、また、地域経済の活性化や交流の促進などに向けて重要な道路であることから、早期開通が大きな課題となっている。

道路の整備状況は、国道は全線舗装であるが、道道は改良率 93.9 パーセント、舗装率 95.9 パーセント、市道は改良率 67.3 パーセント、舗装率が 48.4 パーセントであり、市道の整備が課題となっている。

除排雪については、冬期の交通安全の確保を図るため、国道や道道をはじめ、市道の主要幹線道路の一貫した除排雪体制を確保しているものの、市民に身近な生活道路における除排雪の推進が求められている。

今後においては、子どもたちの通学通園の安全確保や、高齢者や障がいのある方などが、安全に歩けるまちづくりを目指して、除排雪体制の一層の充実を図ることが必要である。

(イ) 橋りょう

広域交通の拡大とモータリゼーションの進展により、道路整備と合わせ、橋りょうも課題となっている。

現在、市内には国道、道道を含め、永久橋が 324 橋、木造橋が 14 橋、合わせて 338 の橋りょうがある。

近年では、岡部橋、明月橋などを永久橋に架換えてきたところであるが、今後においても、河川改修や道路改良との関連を考慮しながら、老朽化した木造橋の架換えを計画的に進めていく必要がある。

また、石狩川を挟み、本市と浦臼町を結ぶ美浦大橋（仮称）については、平成 7 年度に事業着手となり工事が進められており、空知団地への企業立地の促進、農道離着陸場へのアクセス向上や広域交流による地域経済など、地域の活性化に対する期待も極めて高く、早期の完成が課題となっている。

（ウ）交通

鉄道交通は、JR 函館本線が市街地中心部を南北に縦断しており、市内には美唄駅のほか、3 つの駅があり市民の鉄道交通の利便が図られている。また、近年は、特急列車の停車が増加し、札幌方面への交通の利便性が向上しているものの、定住の促進に向けて、普通便の増便など、一層の利便性の向上が求められている。

また、バス交通は、人口の減少やマイカーの普及などの社会情勢の変化から、利用客が年々減少し、民間の路線バスの廃止に伴い、地域住民の足の確保を図るため、平成 14 年度から、市民バス東線を運行するとともに、従来の市営バス路線を市民バス西線に移行し、スクールバスとの混乗運行を実施している。

運営面では、利用客が年々減少する中で、民間バスを含め経営状況は極めて厳しい状況にあることから、今後においては、住民の交通手段を確保するという視点から、総合的な交通政策のあり方を検討していかなければならない。

（エ）情報化の推進と地域間交流

情報化については、これまでに、地域衛星通信ネットワークを活用した北海道総合行政情報ネットワークを整備し、防災体制の充実に努めたほか、緊急通報システムや図書館蔵書検索システムの整備、市ホームページの開設、市民利用端末の導入、IT サポートセンターの開設など、市民生活の安全や利便性の向上を図る視点から取り組むとともに、健康管理システム、高齢者・障害者等サービス提供システム、公文書情報提供システムの導入等により事務処理の高度化、効率化を図ってきたところである。

今後においては、高度化、多様化する住民ニーズに対応した、より質の高い行政サービスを提供するため、行政情報の充実とともに、将来の電子申請・届出等に関する検討を行っていく必要がある。

地方分権型社会を迎える中で、地域間競争がますます進み、それぞれの地域が知恵を出し合いながらまちづくりを進め、時代の変化を的確に捉えながら、活力ある地域づくりを推進していくためには、自然や歴史、文化、産業などの地域資源を生かして幅広い交流を進め、美唄の個性と魅力を高めていく必要がある。

このため、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想を推進するとともに、交流拠点施設を中心とした様々な交流の展開や交通網の整備、さらには地域の

情報化を進め、地域間交流の拡大に努めていかなければならない。

(2) その対策

- (ア) 国道 12 号の全線 4 車線化の整備促進を図る。
- (イ) 開発道路美唄富良野線の整備促進を図る。
- (ウ) 道道砂川奈井江美唄線ほか 6 路線の整備促進を図る。
- (エ) 道路改良、道路舗装、道路交通網の整備促進を図る。
- (オ) 除排雪体制の充実を図る。
- (カ) 橋りょうの計画的な架け替えを進める。
- (キ) 美浦大橋 (仮称) の建設促進を図る。
- (ク) 総合的な交通政策のあり方を検討する。
- (ケ) 地域情報化施策の推進及び行政情報化施策の充実を図る。
- (コ) スポーツ・レクリエーションの里づくり構想の推進を図る。

道路の整備状況

(平成15年4月1日現在)

(単位：m、%)

区分	路線数	総延長	改良済延長 (改良率)	未改良		舗装延長 (舗装率)	砂利道 延長
				延長	うち自動車 通行不能		
国道	1	17,100	17,100 (100.0)	-	-	17,100 (100.0)	-
道道	10	77,400	72,700 (93.9)	4,700	-	74,200 (95.9)	3,200
市道	615	508,792	342,206 (67.3)	166,586	526	246,251 (48.4)	262,541
合計	626	603,292	432,006 (71.6)	171,286	526	337,551 (56.0)	265,741

橋りょうの状況

(平成15年4月1日現在)

区分	橋りょう数			延長(m)			面積(m ²)		
	永久・ 半永久橋	木造橋	計	永久・ 半永久橋	木造橋	計	永久・ 半永久橋	木造橋	計
国道 橋	18	-	18	253	-	253	4,431	-	4,431
道道 橋	47	-	47	1,775	-	1,775	17,098	-	17,098
市道 橋	259	14	273	4,229	95	4,324	26,911	346	27,257
合計	324	14	338	6,257	95	6,352	48,440	346	48,786

市道のうち、主要集落を結ぶ主要幹線は次のとおりである。

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
都 市 計 画 街 路	m	m	
大 通	8,830	12.0 ~ 27.0	
東 明 通	3,450	9.5 ~ 23.0	
栄 通	930	10.0 ~ 16.8	
翠 明 通	3,150	6.0 ~ 22.5	
あ か し あ 通	2,420	7.0 ~ 24.9	
明 治 通	920	7.5 ~ 23.7	
新 川 通	920	16.0 ~ 20.0	
昭 和 通	920	9.0 ~ 28.2	
旭 通	3,440	6.5 ~ 28.3	
東 雲 通	1,250	5.1 ~ 16.0	
菜 の 花 通	3,270	8.5 ~ 29.0	
東 3 条 通	1,660	5.5 ~ 18.3	
三 井 通	1,770	9.6 ~ 32.5	
し ら か ば 通	3,040	7.0 ~ 26.4	
か え で 通	3,400	5.5 ~ 18.0	
三 線 通	1,280	18.0 ~ 35.0	
す ず か け 通	920	6.0 ~ 14.6	
東 明 公 園 通	440	6.5 ~ 13.6	
西 一 線 通	560	16.0 ~ 25.8	
銀 河 通	330	5.0 ~ 30.6	
中 央 通	90	12.8	
末 広 東 通	390	6.3 ~ 19.8	
東 2 条 通	430	5.8	
コ ス モ ス 通	150	-	
小 計	43,960		

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
主要幹線道路(1級)	m	m	
三井通	2,390	8.5~32.5	
東21線	1,280	3.1~15.0	
光珠内東21線	943	3.0~18.0	
峰延本町東線	377	5.7~12.8	
光珠内山麓道路	564	7.5~19.2	
南美唄・光珠内線	3,615	7.5~18.0	
明治通	2,801	7.0~23.7	
西21線	5,936	3.5~25.7	
光珠内西21線	2,101	7.5~18.2	
進徳西2号線	2,461	7.5~8.9	
開発・峰延西5号線	390	6.5~16.0	
西16号線	635	3.5~6.0	
晩生内線	4,667	9.8~19.0	
元村西14線	568	4.5~17.0	
沼の内西14線	2,163	3.7~18.2	
西10線	6,584	6.0~29.0	
西5線	1,686	7.0~19.1	
西4線	2,261	5.5~18.1	
西3線	1,675	4.9~35.0	
西3号線	6,800	7.5~12.5	
西15号線	655	5.0~6.8	
空知団地線	144	6.0	
共練川西線	546	3.3~7.0	
東4線	993	5.0~15.2	
東明菜の花・公園線	1,816	7.5~15.5	
東4条通	255	7.8~10.3	
新川通	1,299	8.8~31.8	
稲穂通	213	4.5~15.0	
新栄通	481	10.5~18.0	
かえで通	1,236	9.2~14.5	
しらかば通	1,224	7.0~26.4	
旭通	3,232	6.5~28.3	
東雲線	741	3.0~30.6	
東3条通り	1,600	5.5~20.6	
翠明通	1,771	3.6~22.5	
菜の花通	3,328	5.5~29.0	
美培線	953	5.5~18.0	
昭和通	931	9.0~28.5	
あかしあ通	634	7.0~26.5	
小計	71,949		

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
主要幹線道路(2級)	m	m	
進 徳 南 美 唄 線	2,261	8.3~20.0	
東 2 4 線	1,159	3.0~18.2	
川 内 線	2,101	4.5~26.5	
光 珠 内 東 山 2 号 線	1,640	7.3~13.2	
西 1 8 線	2,809	7.5~16.3	
開 発 西 1 8 線	7,816	6.0~18.1	
上 美 唄 ・ 大 富 西 2 0 線	4,704	4.0~18.1	
西 2 1 線	1,920	3.5~25.7	
西 2 4 線	3,888	7.5~21.0	
豊 葦 西 2 6 線	1,150	5.0~18.1	
西 2 7 線	2,095	3.5~18.2	
下 中 の 沢 ・ 大 願 西 2 号 線	1,489	3.1~8.2	
北 美 唄 ・ 峰 樺 西 6 号	7,363	4.5~19.0	
西 1 0 号 線	8,470	4.0~15.0	
上 美 唄 西 1 2 号 線	2,185	3.8~6.5	
西 1 7 号 線	3,869	6.5~11.5	
西 1 9 号 線	2,934	7.0~9.5	
元 村 西 1 4 線	4,313	4.5~17.0	
茶 志 内 西 2 の 2 号 線	1,646	5.0~9.4	
沼 の 内 西 4 号 線	3,171	4.0~13.5	
北 美 唄 ・ 茶 志 内 西 5 号 線	553	4.5~7.5	
東 田 所 線	666	2.5~13.5	
産 化 美 唄 線	820	3.5~7.5	
奔 美 唄 北 線	464	3.0~5.5	
東 5 条 通	1,590	5.2~16.5	
す ず か け 線	1,310	4.1~12.8	
西 4 条 通	1,237	5.0~16.8	
東 8 線	232	3.8~14.7	
小 計	73,855		
合 計	145,804		

鉄 道

社 名	路 線 名	区 間	運行回数
J R 北海道	函館本線	上り 美唄～岩見沢・札幌・ 千歳新空港	46片便
		下り 美唄～滝川・旭川	46片便

バ ス

社 名	路 線 名	区 間	運行回数	
中央バス	滝岩線	美唄～滝川	8 便	
		美唄～岩見沢 岩見沢～美唄	17 片便 16 片便 土日祝日 14 便	
	月形線	岩見沢～北村～大富～月形	9 便	
	南美唄線	美唄～南美唄	平日 29 便 土日祝日 21 便	
	専大線	美唄～専大	5 便 土日祝日休講日運休	
	札芦線・札滝線	芦別・滝川～札幌	11 便	
	高速びばい号	美唄～札幌	2 便	
市民バス	東 線	美唄炭山線	美唄～東美唄	11 便
			美唄～落合町	平日 17 便 日祝日 11 便
		南美唄線	落合町～東明～共練～南美唄	平日 2 便 土日祝日運休
	西 線	茶志内・中村 ・沼の内線 (茶志内・日東線) (茶志内・中村線) (北沼の内線) (開発線)	美唄～沼の内～中村～茶志内～日東	4 便
		進徳・拓北線 上美唄線 (上美唄・元村・ 中美唄線) (西美唄・大富線)	美唄～進徳～拓北	4 便
			美唄～上美唄～大富	4 便

市民バス事業の推移

(単位：人、千円)

年 度	路線名	輸送人員	収 入	支 出	差引額
平成 13 年度	上美唄線 ほか 2 路線	21,690	11,336	36,446	25,110
平成 14 年度	西線	14,866	28,043	56,427	28,384
	東線	123,492			
平成 15 年度	西線	15,253	25,456	50,350	24,894
	東線	116,978			

平成 13 年度は、市営バス事業として運行。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道路	あかしあ通街路整備 L=490m W=18.0m	美唄市	
		昭和通歩道整備 L=870m W=4.5m	美唄市	
		東3条通整備 (設計)	美唄市	
		川内線改良舗装 L=1,200m W=5.5m	美唄市	
		東4線道路改良舗装 L=360m W=5.5m	美唄市	
		西10号線整備 L=700m W=5.5m	美唄市	
		大願寺線舗装 L=218m W=5.5m	美唄市	
		沼の内西14線舗装 L=1,716m W=5.5m	美唄市	
		茶志内・日東・奈井江線道路改良舗装 L=1,360m W=5.5m	美唄市	
		下中の沢・大願西2号線道路改良舗装 L=750m W=5.5m	美唄市	
		進徳東1号線道路改良舗装 L=1,350m W=5.5m	美唄市	
		西1条北8・9丁目線道路改良舗装 L=400m W=5.5m	美唄市	
		東20線道路改良舗装 L=500m W=5.5m	美唄市	
		西8線道路改良舗装 L=1,300m W=5.5m	美唄市	
西9線道路改良舗装 L=1,000m W=5.5m	美唄市			

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	光年橋 L=60m W=5.5m	美唄市	
		沼徳橋 L=40m W=4.0m	美唄市	
		10線橋 L=120m W=5.5m	美唄市	
		藤岩橋 L=25m W=5.5m	美唄市	
		稲見橋 L=54.4m W=6.0m	美唄市	
		産化4号橋 L=60m W=4.0m	美唄市	
		苗田橋 L=20.7m W=5.0m	美唄市	
		すすき橋 L=20.8m W=6.0m	美唄市	
		西1・11号川橋 L=20.8m W=6.0m	美唄市	
		橋りょう危険箇所点検調査	美唄市	
		(8)道路整備機 械等	ロータリー除雪車 1台	美唄市

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設

本市の水道施設は、昭和 57 年の美唄ダムの完成により、水源の確保が図られ、桂沢ダムを取水源とする広域水道と合わせた豊富な水源により、飲料水の安定供給が可能となっている。

今後においても、安全で安定した飲料水の供給に努め、老朽配水管の改良や工業用水道も含め、浄水場施設の整備を計画的に実施する必要がある。

給水状況

区 分	給 水		配水管延長	年間配水量
	戸 数	人 口		
平成12年	戸 13,034	人 30,719	m 263,009	m ³ 3,722,814
平成13年	12,964	30,217	266,718	3,611,746
平成14年	13,021	29,924	277,719	3,551,865
平成15年	13,077	29,585	282,323	3,606,539

(イ) 廃棄物処理施設

今日、ダイオキシン類などの有害物質や地球温暖化など、様々な環境問題が深刻化しており、環境に対する住民意識も高く、今後は、環境にやさしい循環型社会の創造に向けて取り組んでいかなければならない。

本市では、昭和 57 年に南美唄地区にごみ処理センターが完成し、平成 5 年に現在の埋立処分場の供用を開始し、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの埋立処分を行ってきた。

平成 11 年度には、容器包装リサイクル法の施行に合わせ、ごみの減量化・再資源化の拠点施設として新しいリサイクルセンターを建設し、平成 12 年 4 月から、全市を対象に缶類、ビン類、段ボール類、紙パック類、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集を実施している。

また、平成 14 年 12 月からのダイオキシン類の規制強化により、既存の焼却施設を廃止したため、可燃ごみを含め、全量埋立処分としている。

今後のごみ処理については、現在、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会で広域処理に向けた施設の設置場所や処理方法など、具体的な検討を進めるとと

もに、平成 19 年度の供用開始に向け、新たな最終処分場の整備を進めており、ごみの減量化や再資源化等を推進するため、引き続き、サンアール推進員や関係団体の協力を得ながら、資源ごみのリサイクルや、ごみの減量化を徹底し、地球にやさしい環境づくりに努める必要がある。

また、し尿処理についても、設備の適正な維持管理を行いながら、円滑な処理に努める必要がある。

(ウ) 下水道施設等

本市の公共下水道事業は、健康で快適な生活環境をつくり、また美しい自然環境を保全するため、昭和 54 年から石狩川流域関連公共下水道事業として着手し、今日に至っている。

汚水整備については、平成元年度に空知団地、平成 2 年には市街地の一部を供用開始し、平成 15 年度末で人口普及率は 65 パーセントとなり、今後とも年次計画に基づいて整備を推進し、普及率の向上と水洗化の促進に努めなければならない。

また、公共下水道計画区域外の地域については、個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を推進していく必要がある。

雨水整備については、市街地の浸水解消を図るため、今後とも計画的な整備を進めていく必要がある。

(エ) 消防施設

近年、生活様式の多様化、産業の高度化、本格的な高齢社会の到来など、社会情勢は急速に変貌し、災害及び事故態様は大規模かつ予想のつかない傾向を強め、地震、風水害等の自然災害も各地で発生し得る可能性があり、消防を取り巻く環境も複雑化している。

本市においても、旧炭鉱住宅の木造住宅が多数残っているほか、危険物貯蔵施設及び道央地域の大動脈である国道 12 号と道央自動車道が縦貫しており、災害発生の危険性は高い状況にある。

本市の消防機動力は、消防ポンプ自動車 5 台、水槽付消防ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ付水槽車、化学消防車、はしご車、小型動力ポンプ積載車 7 台、小型動力ポンプ 8 台、救助工作車、高規格救急自動車 2 台、指令車、査察車を有し、消防水利施設は、防火水槽 75 か所、消火栓 425 基を備えている。

消防組織機構は、消防本部 1、消防署 1、分遣所 3 で、消防職員は 52 名在職し、消防団は団本部 1、分団 13 で、消防団員 285 名で編成しており、市民生活の安全確保を図るため、消防施設の充実、消防力の強化を図るとともに、組織の見直し及び効率化に努め、安全なまちづくりを目指していく必要がある。

(オ) 公営住宅

公営住宅については、これまでに年次計画に基づいて、老朽化した住宅の建て替えを進め、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを目指してきた。

今後は、継続中の有為団地の建て替えを進めるとともに、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、下水道事業との整合性を図りながら、居住水準の向上と居住環境の確保を図る必要がある。

(カ) 公園

公園は、生活にやすらぎとうるおいを与える施設として、市民生活に欠かすことのできないものであり、自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション等を通じて、豊かな人格の形成にも必要な場として、多種多様な活用が図られている。

市民の憩いの場である公園については、総合公園である東明公園のほか、近隣公園 3、街区公園 10 などがある。また、道営水環境整備事業による北海幹線の公園化を進めており、今後は、地域の特性を生かしながら、自然との調和のとれた整備、維持管理に努めていく必要がある。

(2) その対策

(ア) 安全で安定した飲料水の供給を図る。

(イ) ごみの減量化・再資源化の推進と循環型社会への対応。

(ウ) ごみ広域処理計画の実施検討とごみ処理の適正化を進める。

(エ) 公共下水道及び個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備推進と水洗化を促進する。

(オ) 消防力の強化を図り、施設の整備を推進する。

(カ) 防火意識の高揚と救急救命体制の充実を図る。

(キ) 公営住宅の計画的な建て替えと居住環境の整備を推進する。

(ク) 地域特性を生かした公園の整備、維持管理に努める。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境の整備	(1)水道施設				
	上水道	配水管改良	美唄市		
	その他	浄水場設備改良	美唄市		
	(2)下水処理施設				
	公共下水道	公共下水道整備	美唄市		
	その他	石狩川流域下水道整備 (負担金)	北海道		
		個別排水処理施設整備	美唄市		
	(3)廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	最終処分場整備	美唄市		
	(4)消防施設	消防ポンプ自動車整備 C D - I 型	1 台	美唄市	
		小型動力ポンプ付積載車整備	2 台	美唄市	
		消防指令車整備	1 台	美唄市	
		消防査察車整備	1 台	美唄市	
		化学消防ポンプ自動車整備	1 台	美唄市	
		消火栓整備	6 基	美唄市	
		指令システム更新		美唄市	
		消防デジタル無線整備		美唄市	
		(5)公営住宅	改良住宅建替 (有為団地)		美唄市
	(6)その他	交流拠点施設周辺環境整備		美唄市	
		道営水環境整備 (北海幹線)		北海道	公園化

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 高齢者福祉

急速に進む少子高齢化の中で、本市の平成 16 年 4 月 1 日現在の高齢者人口は 8,293 人、高齢化率は 28.0 パーセントであり、市民 4 人のうち 1 人強が高齢者という超高齢社会となっており、寝たきりや認知症などの介護状態になりやすい後期高齢者が年々増加している状況にある。

このような中、高齢者がいつまでも健康で、生き生きとした生活を送るための健康づくりや疾病の予防など、積極的な介護予防が必要となっているため、平成 16 年度から IT 技術を取り入れた「介護予防支援システム」を運用し、本格的な介護予防事業の取り組みを始めたところである。

また、高齢者が、介護や支援が必要になっても、安心して生活ができるよう、高齢者を支える包括的な地域ケア体制の充実が必要であり、合わせて、高齢者自身が、自らの知識と経験を生かし、社会の中で積極的な役割を果たすことができる社会づくりが求められており、平成 15 年 3 月に策定した第 2 期美唄市高齢者保健福祉計画により、総合的かつ計画的な推進を図ってきている。

今後においては、この計画に基づき、高齢者が、住み慣れたまちで、いつまでも安心して生活ができるよう、施策の充実を図っていくものとする。

また、平成 12 年 4 月からスタートした介護保険制度については、サービス基盤の確保と、利用者が良質で効果的なサービスを受けることができる環境整備と、利用者本位の立場に立ち、必要な介護サービスの量と質を確保し、介護体制の充実を図るため、介護保険事業計画に基づきながら事業の推進を図っているところである。

(イ) 障がい者福祉

平成 15 年 4 月から、障がい者が福祉サービスを自ら選択し、決定することができる支援費制度が開始され、障がい者を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

このような中、本市では、誰もが家庭や地域で安心して暮らし、活動できるノーマライゼーションの理念のもと、人生のいずれの段階でどのような障がいを生じることになっても、自らの選択と決定により、必要なサービスが提供されるしくみづくりを目指し、平成 15 年 3 月、美唄市障害者福祉計画（第 2 期計画）を策定した。

この計画に基づき、障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、社会の一員としての役割を分担しながら、生きがいをもって生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた

支援を充実し、自立と社会参加を目指す基盤づくりを進めている。

今後も障がい者施策を通じ、ノーマライゼーションの社会づくりと、必要なサービスが有機的・体系的に提供される総合リハビリテーションのしくみづくりを進め、障がい者の暮らしやすいまちづくりを推進していく必要がある。

(ウ) 児童福祉

今日の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢社会をはじめ、核家族化や生活様式の多様化などにより大きく変化している。急速な少子化は、生産年齢人口の減少など人口構造にゆがみをもたらし、将来の国民生活に深刻な影響を与えることが懸念されている。

このため、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが健やかに育まれる環境の整備や地域社会全体で子育てを支援するシステムづくりの確立が重要な課題となっている。

本市では、総合的な子育て支援を推進するため、美唄市子育て支援計画「びばいっこすくすくプラン」を策定し、平成13年12月には子育て支援センターを開設して、子育ての広場事業や子ども療育広場事業、子育て相談事業を実施してきたほか、保育所の延長保育、障がい児保育の充実に努めてきた。また、「子育てガイドブック」を市民が作成するなど、市民との協働による子育て支援を実践してきている。

今後は、次世代育成支援美唄市行動計画に基づき、さらに総合的な子育て支援の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

(エ) 健康づくり

本市では、びばいヘルシーライフ21(健康日本21美唄市計画)をもとに、「自分が健康である」という気持ちを高めるとともに、まちづくりのあらゆる分野に健康という視点を取り入れ、市民との協働により、「まちの活性化につながる健康づくり」を進めており、現在、健康づくり組織やサークル活動の輪が地域に広がりを見せている。

今後、このような市民の自主的な活動がともに協力、連携し合うような取り組みを行うことにより、「健康は自分でつくるもの」という市民主体の健康づくり運動を推進していく必要がある。

(2) その対策

- (ア) 高齢者保健福祉の施策の充実を図る。
- (イ) 障がい者や高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進する。
- (ウ) 地域福祉計画に基づいた市民との協働による地域福祉を推進する。
- (エ) 総合的な子育て支援を推進する。
- (オ) びばいヘルシーライフ 21 に基づき、市民主体の健康づくりを推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他			
		介護予防	美唄市	
		生活支援訪問	美唄市	
		生活支援短期宿泊	美唄市	
		食事サービス	美唄市	
		間口除雪サービス	美唄市	
		福祉除雪サービス	美唄市	
		緊急通報装置設置	美唄市	
	(6) その他	健康づくり組織活動推進	美唄市	
		高齢者健康増進	美唄市	
		救急医療啓発普及	美唄市	
		訪問看護ステーション (負担金)	美唄市	
		南美唄福祉センター整備(仮称)	美唄市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

市民の健康を守り、これを維持することは市民福祉の基礎であり、生活水準の向上や高齢社会の進行とともに、医療に対する住民ニーズはますます多様化し、今後より一層の充実が望まれる。

また、近年は一次予防を重視した健康づくりに対する意識も高まっており、今後は、医療機関や保健センターなどが連携を図り、市民の健康づくりに重点を置いた施策を展開するなど、総合的な観点から市民福祉の向上に努めていくものとする。

本市の医療施設は、総合病院である市立美唄病院及び美唄労災病院のほか、病院・医院6、歯科医院16と医療環境に恵まれている。

この中で、市立美唄病院は、昭和18年に開設以来、本市の中核的医療施設として市民の利用に供しており、質の高い医療サービスを提供するため、施設整備や医療機器の充実に努め、市民ニーズに応えてきたところである。

また、昭和30年には、脊椎損傷や外傷性骨折など、多発する炭鉱労働災害に対応するため、美唄労災病院が開設され、職業性疾病などの勤労者医療を担うとともに、地域住民の医療ニーズに応える総合病院として、圏域はもとより、整形外科にあっては全道をカバーする基幹病院として大きな役割を担ってきたところである。

厳しい医療環境の中にあつて、市立美唄病院は、経営の健全化という課題を抱えており、また、美唄労災病院については、平成19年度までの岩見沢労災病院との統合という課題に直面している。特に医師不足は深刻で、このまま推移すると両病院の存続も困難な状況になると推測されるため、地域医療を確保するという観点から、これらの課題の解決に向け、積極的に取り組んでいかなければならない。

(2) その対策

(ア) 市立美唄病院の医療設備、医療機器の整備・充実に努める。

(イ) 市立美唄病院の経営健全化を図る。

(ウ) 美唄労災病院の機能の維持存続を図る。

(エ) 医師の確保を図る。

(オ) 総合病院のあり方について検討を進める。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	その他	市立美唄病院医療機器整備	美唄市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 生涯学習の推進

自らの意思によって、自分に適した学習を選択し、人生のあらゆる場面で、個々の興味・関心や生活領域に応じ、様々な学習を続けていくことは、自己を豊かにし、住み良い心豊かな地域社会を創ることにもつながっていくことになる。

このような生涯学習については、生活の向上や自己の充実を目指して、各人が自発的に行うもの、必要に応じ、可能な限り、自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うもの、また、学校や地域社会の中で意図的・組織的な学習活動だけでなく、人々のスポーツ活動、文化、趣味、レクリエーション、ボランティア活動などを通じて行われるものなど、非常に広範囲に行われている。

本市においても、生涯学習を推進することによって、市民の「誰もがいつでもどこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」を実現することが必要である。

このため、平成13年3月に策定した美唄市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の多様なプランの充実に努めなければならない。

また、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想の推進を図るため、魅力ある体育施設等の整備が求められていることから、計画的な整備充実を図る必要がある。

(イ) 学校教育の振興

21世紀を担う子どもたちの学校教育については、地域社会や家庭のつながりの中で、知識の習得だけでなく、生きる力を身につけ、豊かな心を育てる教育を進める必要がある。

幼児教育については、少子化傾向の中で、家庭環境の多様な変化に対応し、保育時間の延長など、時代のニーズに応える内容の充実が求められている。

義務教育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとの観点から、心豊かな心身ともにたくましい児童生徒の育成を目指し、創意と活力に満ちた特色のある教育の推進を図る必要がある。

このため、教育設備等の充実をはじめ、教育環境の整備を進め、コンピュータの活用等、時代の流れに対応した情報教育や国際理解教育等の充実などにも取り組みながら、地域の特性を生かした教育に努め、また、家庭や地域との連携を図りながら、開かれた学校づくりを進め、特色ある学校教育を推進していかなければならない。

本市には、幼稚園5園、小学校8校、中学校6校のほか、道立高校3校、道

立養護学校や情報処理技術者の養成を目的とした専門学校、さらには、短期大学などの教育機関があるが、少子化傾向の中で、児童生徒、学生は全体的に減少傾向にある。

今後においては、教育施設の適切な整備と維持管理に努めるとともに、21世紀を担う人材の育成という視点から、特色ある学校教育と私学振興に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- (ア) 美唄市生涯学習推進計画を推進する。
- (イ) 心を育てる教育を推進する。
- (ウ) 創意と活力に満ちた特色のある教育を推進する。
- (エ) 地域や家庭と一体となった学校教育を推進する。
- (オ) 教育施設及び生涯学習施設の適切な整備と維持管理に努める。
- (カ) 青少年健全育成を推進する。
- (キ) 魅力ある集会施設・体育施設の整備と管理運営に努める。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	(イ)その他の施設 校舎 スクールバス ・ポート	小・中学校大規模改造	美唄市		
		スクールバス購入 4台	美唄市		
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設				
		市営野球場改修	美唄市		
		サン・スポーツランド美唄改修	美唄市		
		市営陸上競技場改修	美唄市		
		総合体育館改修	美唄市		
	(4)その他	外国人講師招請	美唄市		

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

市民の主体的な文化活動を促進し、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造や振興を図るほか、様々な活動を通して、人々の交流を促進し、まちの活性化を図ることが必要である。

本市は、屯田兵による開拓の歴史や、石炭産業の栄華と衰退などを経てきた歴史のなかで、豊かな自然に包まれた、特色ある多くの地域文化が根付いており、これらの歴史的遺産を大切に守り育てながら、確実に、次代へ引き継いでいくことが大切である。

本市の文化は、歴史的な文化財などのほか、市民が主体となっても行われる様々な活動、また芸術文化に大きく貢献する、舞踊家、彫刻家、歌手などの多様な人材、さらには豊かな自然環境など、芸術・文化を育むための恵まれた環境が整っている。

こうした貴重な地域資源のネットワーク化を図り、市民も、美唄を訪れる人も、美唄の自然や文化に触れながら、それぞれ充実した時間を過ごすことができるよう、個性的で魅力ある美唄づくりを推進していくことが必要である。

このため、特色ある地域文化の振興を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想の推進に努めなければならない。

(2) その対策

(ア) 生涯学習社会の形成を図る。

(イ) 地域資源を生かした特色ある地域文化の振興を図る。

(ウ) スポーツ・レクリエーションの里づくり構想の推進を図る。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	アルテピアッツァ美唄整備	美唄市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の集落は、市街地区のほか、国道12号沿いに茶志内、光珠内、峰延地区、そして、かつての炭鉱住宅地区である南美唄、東明・落合・盤の沢、我路、日東地区、そして市街地西部に点在する農村地区に大別することができる。

これらのうち、市街地区については、公共下水道整備や道路整備などの基盤整備が進み、また福祉、医療、教育等の公共サービスも整備されており、比較的安定した集落の形成がみられる。

旧炭鉱住宅地区の中では、南美唄地区、東明地区は、市街地区に住宅が連たんしており、集落環境は良好に維持されていると考えられるが、その他の地域は、高齢化の進展が著しく、若年層の流出等により人口が減少し、一部では廃屋の倒壊などが見られる。

また、公共下水道整備については、計画的に整備することとしており、着手されていない地域があるとともに、道路などの社会資本整備も遅れている。

農村地区においては、全般的な農業従事者の減少や後継者不足などによる離農、さらには市街地に居住する通い作農家も増えてきたことから、農家住宅の空き家も増えつつある。

今後においては、既存集落の適正な維持に努めるとともに、生活環境の整備を計画的に推進し、市民ニーズに応える快適な住環境の確保と集落の整備に努めていかなければならない。

また、定住や交流人口の増加を視野に入れた新しい視点に立った住宅、宅地の整備を図る必要がある。

(2) その対策

(ア) 生活環境の整備を計画的に推進する。

(イ) 既存集落の適正な維持に努める。

(ウ) 定住や交流人口の増加を視野に入れ、優良田園住宅など魅力ある住宅、宅地の整備を促進する。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(ア) 市民自治の推進

まちの活力を高める上で、市民が自ら考え実践する市民自治を推進することが重要になっている。

今後、コミュニティ施策の充実に努めるとともに、自主的にまちづくり活動を行う各種団体との連携を深め、市民参加を基本とした地域の活性化を図る必要がある。

(イ) 人材の育成

活力あるまちづくりのため、人材の育成は不可欠であるが、近年の人口の減少と少子高齢化の急速な進行により、まちづくりに関わる人材の確保がますます困難になってきている。

今後、産業の振興をはじめ、福祉、教育、地域間交流など、広範な分野にわたる課題に取り組まなければならないため、子どもたちのまちづくりへの関心の喚起や、様々な課題を調整することのできるコーディネーター的人材の育成、確保を図るしくみが必要である。

(ウ) 美唄駅周辺土地地区画整理事業

美唄駅周辺土地地区画整理事業は、まちづくりプランに基づき、新しい美唄の顔づくりとして、新たな都市景観を創出するとともに、周辺商業地区との調和を図りながら、新たな商業ゾーンの形成と商店街の近代化を促進し、活力のある市街地の形成を図るものである。

これまで、商業ゾーンの形成、コスモス通の整備などを進めており、今後は、銀河通の整備などを推進していく必要がある。

(エ) 雪冷熱エネルギーの利用促進と大規模冷温食糧備蓄基地構想の実現

我が国の食糧安全保障の具現化を目指すためには、米の備蓄による食糧の安定的な確保が必要であり、雪を利用した貯蔵施設の整備が、将来的なコストや食味の維持などの面で非常に有効である。

現在、雪を利用した農産物を一定期間貯蔵する技術の開発も進み、適温適湿で長期間安定した貯蔵を行うという基本的な技術は完成されており、また、美唄市の気候や位置、産業基盤の整備状況など、十分に活用できる受け皿は整っており、雪を利用した新しい産業の創出に向けての期待も高まっていることから、大規模冷温食糧備蓄基地の建設促進に向けて努力していかなければならない。

また、雪を資源として捉え、冷熱エネルギーを利用することは、省エネルギーや二酸化炭素の排出抑制にも効果があり、地球環境の保全にも大きく貢献す

るものであることから、試験・研究施設としての利雪（氷）技術研究センターの立地促進を進めていかなければならない。

今後さらに、美唄市地域新エネルギービジョン（平成 15 年 2 月策定）に基づき、雪冷熱エネルギーを利用した共同住宅や福祉施設など、雪冷房の普及促進を図っていく必要がある。

（オ）人と自然が共生する地域づくり

国の天然記念物であるマガンの国内最大最北の渡来地、宮島沼は、近年 6 万羽以上のマガンが飛来するほか、白鳥やカモ類が集まる野鳥の楽園となっており、平成 14 年 11 月には、国際的に重要な湿地として認められ、ラムサール条約登録湿地となった。

この貴重な地域資源である宮島沼を、次世代に承継していくことを目的として、沼の保全と活用や環境学習への取り組みを進めるために、自然・農業・環境・人、教育の視点から、平成 14 年 3 月に宮島沼保全活用計画を策定した。

この計画を、行政、市民、市民団体等との協働により推進していき、人と自然が共生する地域づくりを進めていく必要がある。

（２）その対策

（ア）市民参加とコミュニティ活性化による市民自治の推進を図る。

（イ）まちづくりに関わる人材の育成、確保を図る。

（ウ）美唄駅周辺土地区画整理事業を推進する。

（エ）大規模冷温食糧備蓄基地の立地促進と利雪（氷）技術研究センターの建設を促進する。

（オ）宮島沼の環境保全と周辺整備を推進する。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		大規模冷温食糧備蓄基地構想 推進	美唄市	
		宮島沼自然環境保全	美唄市	
		美唄駅周辺土地区画整理	美唄市	